

保険・年金 フォーカス

IFRS 第 17 号(保険契約) を巡る動向について —割引率に関する基準の評価等—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1 はじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) が、2017 年 5 月 18 日に基準の最終案を公表し、その後 2020 年 6 月 25 日に修正基準を公表して、その基準内容が確定した状況になってから、1 年以上が過ぎた。IFRS 第 17 号は、2023 年 1 月 1 日からの適用が想定されている。

[前回の保険年金フォーカス](#)では、こうした IFRS 第 17 号の最終基準の公表を受けての EU 及び英国における採択に向けての動き及び適用初年度の時期を 1 年半後に迎える中にある最近の IFRS 第 17 号へのさらなる修正の動きについて報告した。

今回のレポートでは、IFRS 第 17 号の中でも最も重要な要素である測定における「割引率」を巡る状況について報告する。IFRS 第 17 号の割引率については、保険会社の主計部門等において、実際の保険契約負債を評価するアクチュアリー等にとっては、具体的な設定方法が最も大きな課題となってくるが、これについては、各種のレポートが公表されているので、今回のレポートでは取り上げていない。

むしろ、[前回のレポート](#)で報告した EU の EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group : 欧州財務報告諮問グループ) や英国の UKEB (UK Endorsement Board : 英国承認委員会) が、その採択基準において、今回の IFRS 第 17 号における割引率に関する規定をどのように評価しているのかを報告することとする。また、国際的な 6 大会計事務所ネットワーク (BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG 及び PwC) の代表によるグローバル・フォーラムである GPPC (Global Public Policy Committee : グローバル公共政策委員会) が、IFRS 第 17 号の適用においてなされた見積りから生じる重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の対応に関連するペーパーを発行しているので、この中から割引率に関する記載を報告する。

2—EFRAG の最終承認勧告における評価

EFRAG は、3月31日に、IFRS 第17号に関する最終承認勧告¹を欧州委員会に提出している。この中で、EFRAG は基準の採択に関して、①関連性、②信頼性、③比較可能性、④理解可能性、⑤保守性、といった5つの観点から、評価を行っている。

この中で、保険契約の測定については、④理解可能性 を除く4つの観点から評価を行っている。以下では、その中から、「割引率」について明示的に触れている、①関連性、②信頼性、③比較可能性、からの記述内容を紹介する。

①関連性に関して

保険契約は一般的に長期にわたり継続する可能性があり、現在の低金利あるいはマイナス金利が持続する環境にもかかわらず、EFRAG は、将来のキャッシュ・フローの割引は時間の経過による影響を反映していると考えており、財務諸表の利用者に対して企業の財政状態に関する関連情報を提供している。EFRAG は、貨幣の時間的価値の反映が関連情報を提供すると評価している。

また、保険契約の流動性特性を測定に反映させることは、例えば保険会社の収益や収益性を予測するといった分析には役に立たないため、有用な情報を提供しないとの見解には反対している。

さらに、割引率に用いられたインプット及び前提条件とともに適用される割引率を開示することは、キャッシュ・フローの特性に関する有用かつ適切な情報を提供するものと考えている。

①関連性

20. IFRS 第17号は、観察可能な市場データを用いてキャッシュ・フローを割り引くことを企業に要求している。割引率には、負債に関連する要素、すなわち、貨幣の時間価値、キャッシュ・フローの特性及び保険契約の流動性の特性を反映する要素のみを含めるべきである。企業は、トップダウン・アプローチ又はボトムアップ・アプローチのいずれかを用いて適切な割引率を決定することができる。

21. 保険契約は一般的に長期にわたり継続する可能性があり、現在の低金利あるいはマイナス金利が持続する環境にもかかわらず、EFRAG は、将来のキャッシュ・フローの割引は時間の経過による影響を反映していると考えており、財務諸表の利用者に対して企業の財政状態に関する関連情報を提供している。EFRAG は、貨幣の時間的価値の反映が関連情報を提供すると評価する。

22. 一部では、保険契約の流動性特性を測定に反映させることは、例えば保険会社の収益や収益性を予測するといった分析には役に立たないため、有用な情報を提供しないと考えられている。この見解を支持する人々は、保険業は長期にわたって行われることが一般的に知られていることに留意する。EFRAG は、原則として、保険契約のグループに対する割引率は、測定される項目の流動性特性を反映すべきであるため、この見解に反対している。

23. EFRAG はまた、保険者は（とりわけ）割引率に用いられたインプット、前提条件、推定手法を

¹ EFRAG のプレスリリース

<https://www.efrag.org/News/Project-482/EFRAG-has-finalised-its-due-process-around-IFRS-17-and-has-submitted-it-s-Final-Endorsement-Advice-on-IFRS-17-Insurance-Contracts-including-the-June-2020-Amendments-to-the-Europe-an-Commission>

開示することが求められており、原項目の収益率に基づいて変化しないキャッシュ・フローを割引するために用いられたイールドカーブを開示しなければならないと指摘している。したがって、**EFRAG** は、上記のインプット及び前提条件とともに適用される割引率を開示することは、キャッシュ・フローの特性に関する有用かつ適切な情報を提供するものと考えます。IFRS 第 17 号の要求事項は、その負債の性質を反映したレートを決定する結果となる。例えば、キャッシュ・フローが基礎となる項目からの収益に基づいて変動する場合、企業はその変動を反映するレートを使用するか、又はその変動の影響を考慮してキャッシュ・フローを調整し、調整を反映したレートで割引する。

24. CSM へのロックイン割引率の利用に関する分析は、32 から 34 の項に記載している。純損益に認識するか、純損益とその他の包括利益との間で区分するか、という保険金融収益又は費用の会計方針の選択に関する分析は、114 から 115 の項で議論されている。

②信頼性に関して

判断の利用は、保険事業に固有のものであり、したがって、保険契約の測定に固有のものであると認められる。したがって、判断の使用自体が信頼性を損なうことはない。割引率に関して、**EFRAG** は、割引率を決定するためのトップダウンとボトムアップという両アプローチは、コストの範囲内で信頼できる情報を提供すると考えている。

②信頼性

192. IFRS 第 17 号は、企業にキャッシュ・フローの割引を要求している。IFRS 第 17 号の下では、割引率は、関連要因、即ち貨幣の時間的価値、キャッシュ・フローの特性、保険契約の流動性特性から生じる要因のみを含んでいる。当該割引率が市場で直接観察できない場合には、企業は見積りを使用する。

193. IFRS 第 17 号は、割引率を決定するための特別な推定手法を要求していない。しかし、推計手法を適用する際には、(i) 観察可能なインプットを最大限活用すること、(ii) 市場参加者の視点から現在の市場の状況を反映すること、(iii) 測定される保険契約の特徴と観察可能な市場価格が入手可能な商品の特徴との類似性の程度を評価する際に判断を用いること、及びそれらの差異を反映するようにそれらの価格を調整することが求められる。

194. 企業は、トップダウン・アプローチ（参照ポートフォリオと保険契約の間の流動性特性の差異を調整する必要がない場合）又はボトムアップ・アプローチ（流動性特性が明示的に考慮されている場合）のいずれかを用いて適切な割引率を決定することができる。**EFRAG** は原則として、測定される保険契約のグループの流動性特性を反映した割引率は負債の性質を反映していると考えている。**EFRAG** は、保険会社は大量の異なる種類の資産を管理する広範な経験を有していることから、保険会社は、資産の流動性プレミアムを含む割引率の異なる要因を特定し、負債の流動性プレミアムを決定する際に有用であると確信している。

195. 割引率の使用の信頼性を評価するにあたり、**EFRAG** は次のように述べている。

(a) 観測可能なレートは、特定の市場や非常に長い期間では利用できない可能性があり、特定の推定技術を使用する必要がある。

(b)見積もりと不確実性を処理し、専門家の判断を用いることは、保険業及び会計一般に固有である。
(c)企業は、重要な判断及び判断の変更に関する情報（割引率の算定方法を含む）を開示しなければならない。また、原項目の収益率によって変化しないキャッシュ・フローを割引くために使用されるイールドカーブは開示されることになっている。

196. 割引率を決定するために要求される判断のレベルは、他の業界で要求され、使用されているもの又は他の IFRS 基準の適用において要求され、使用されているものと実質的に異なるようには見えない。

197. したがって、EFRAG は、割引率を決定するための要件が信頼できる情報を提供すると考えている。

IFRS 第 17 号による情報の信頼性に関する結論

240. 判断の利用は、保険事業に固有のものであり、したがって、保険契約の測定に固有のものであると認められる。したがって、判断の使用自体が信頼性を損なうことはない。割引率に関して、EFRAG は、割引率を決定するための両アプローチは、コストの範囲内で信頼できる情報を提供すると考える。

③比較可能性について

割引率については、EFRAG は、バランス上、当該トピックに関する関連する開示と組み合わせることにより、デュアルアプローチは比較可能性を損なうものではないと考える。また、IASB は、保険契約の流動性プレミアムの決定が困難である可能性があるとの意見を受けて、トップダウン・アプローチを採用した。しかし、EFRAG は、ボトムアップ・アプローチの場合、流動性プレミアムの推定には判断が必要となり、全体としては正当化される、比較可能性を損なう可能性があることを指摘している。

③比較可能性

263. 企業は、トップダウン・アプローチ（参照ポートフォリオと保険契約との間の流動性特性の差異 - それはスプレッドの一部である - を調整する必要がない場合）又はボトムアップ・アプローチ（保険契約の流動性特性を考慮する場合）のいずれかを用いて適切な割引率を決定することができる。理論的には、原資産項目のパフォーマンスによってキャッシュ・フローが変動しない保険契約については、いずれも同じ割引率となるはずであるが、実際には、資産に係る信用リスクの見積りや負債の流動性プレミアムによって差異が生じる可能性がある。2つのアプローチの結果は必ずしも同じではないため、このことが比較可能性を損なうと懸念する者もいる。

264. EFRAG は、IASB はボトムアップ・アプローチのみを用いることを意図しており、これは概念的に最も純粋なアプローチであると指摘している。しかしながら、一部の保険会社は、適切な流動性プレミアムを特定することの難しさを懸念していた。これらの懸念に対処するために、トップダウン・アプローチの使用が基準で認められている。トップダウン・アプローチの場合、企業は、参照ポートフォリオと保険契約との間の流動性特性の残存差異について調整を行う必要はない。したがって、当該トピックに関する関連する開示と合わせて、バランス上、EFRAG はデュアルアプ

ローチを比較可能性に対する障害とは考えていない。

IFRS 第 17 号による情報の比較可能性に関する結論

322. 加えて、割引率については、EFRAG は、バランス上、当該トピックに関する関連する開示と組み合わせることにより、デュアルアプローチは比較可能性を損なうものではないと考える。また、IASB は、保険契約の流動性プレミアムの決定が困難である可能性があるとの意見を受けて、トップダウン・アプローチを採用した。しかし、EFRAG は、ボトムアップ・アプローチの場合、流動性プレミアムの推定には判断が必要となり、全体としては正当化される、比較可能性を損なう可能性があることを指摘している。

なお、EFRAG は、今回の欧州委員会に宛てた書簡の中で、2018 年 10 月 3 日の欧州議会決議に言及された特定の事項について見解を示すよう求められていたが、それに対する回答は以下の通りであった。

2013 年に規制当局が表明した具体的な懸念

欧州議会は決議 2018/2689 (RSP) の動議の中で、EFRAG に対し、2013 年の IASB 公開ドラフト協議への対応で ESMA (欧州証券市場監督局) と EBA (欧州銀行監督局) が提起した懸念が依然として有効かどうかを確認し、それでも関係していれば、承認勧告のドラフトを作成する際に、それらの懸念を考慮するために、ESMA と EBA と緊密に連絡するよう求めた。

2013 年の ESMA の懸念は、(1) 割引率の変更が一部は OCI に、一部は純損益に与える影響を示しており、2013 年に示された見解では、財務諸表を理解しにくくし、類似の特徴を有する契約の比較可能性を損なう可能性があることに関連している。(2) 2013 年に表明された見解では、IFRS 第 17 号は収益の表示において十分な明確性を提供していない可能性があり、(3) 2013 年に表明された見解では、割引率及びリスク調整の決定は、効果的な実施を妨げる可能性がある。EFRAG は、この勧告に対する ESMA の意見書で報告されているように、ESMA は IFRS 第 17 号の承認を支持している。ESMA の最終的なポジションを示す図を付録 III の 584 項から 591 項に示す。

2013 年の EBA の懸念は、IFRS 第 17 号がトップダウン又はボトムアップのいずれかのアプローチを用いて保険会社が割引率を決定することを認めていること、及び、潜在的に、2013 年に表明された見解において、判断の範囲及び適用の不整合が増加し、財務情報の比較可能性の低下及び主観的な収益管理につながる可能性があることに関連している。EFRAG は、EBA が、レビューが純粋に銀行監督の観点から行われ、バンカシュラーに影響を与える可能性のある問題、即ち、類似の取引（一任参加型の投資契約等）に対する保険者とバンカシュラーとの間の会計処理の違いや、金利決定に関する高いレベルの判断に焦点が当てられていることから、基準全体を評価していない、と指摘していることに留意する（付録 III の 592 項から 595 項）。

上記の問題は、添付資料 II に示されているとおり、IFRS 第 17 号の要求事項に関する EFRAG の評価において検討されている。EFRAG の評価は、IFRS 第 17 の要件は、年次コホートを世代間で相互に補充しキャッシュ・フローが一致する契約に適用する要件を除いて、承認基準を満たしていることを確認している。

3—UKEB のテクニカル・ペーパーにおける評価

[前回のレポート](#)で報告したように、UKEB は、7月20日に、割引率と年金のCSMの割当の2つのトピックに関するテクニカル・ペーパーを公表しているが、そのうちの割引率に関するテクニカル・ペーパー²における評価内容を抜粋して紹介する。

まずは、今回のペーパーの背景として、IFRS第17号の測定要件について、以下のように触れている。

背景—IFRS第17号の測定要件

1. IFRS第17号は、保険契約のグループは当初、履行キャッシュ・フローと契約上のサービスマージン（CSM）の合計として測定することを要求している。履行キャッシュ・フローは、企業が保険契約を履行する際に生じる将来キャッシュ・フローの現在価値を、非金融リスクに対するリスク調整を含めて、明示的に、偏りなく、確率加重平均して見積ったものである。
2. 履行キャッシュ・フローの測定には、将来の期待キャッシュ・フローの現在価値を計算するために用いる割引率の決定を含む重要な判断が含まれる。この判断は、本基準の測定要件の基本的要素であり、大部分の保険契約の測定において重要となる可能性が高い。

続いて、今回の割引率の承認に関する課題について、以下のように述べている。

割引率に関する承認の課題

5. IFRS第17号は、特定の割引率を要求しておらず、適切な割引率が市場で直接観察できない場合には、特定の見積り手法を要求していない。したがって、一部の利害関係者は、これが信頼性及び／又は比較可能性を損なうかどうかを疑問視している。特に、ボトムアップ・アプローチを適用した場合の流動性プレミアムの決定については、重要な判断が必要と考えられ、一部のステークホルダーからは、流動性プレミアムを適用すべきではないとの意見も出されている。加えて、基準がアプローチの選択（トップダウン又はボトムアップ）を提供するという事実は、保険者間の比較可能性にリスクをもたらす可能性がある。
6. 本稿の付録1では、理解可能性、関連性、信頼性及び比較可能性という技術的承認基準に対する割引率に関するIFRS第17号の主要要件の評価草案を提示している。また、これらの要件がコスト／メリットに関する懸念を引き起こすかどうかも検討している。

そして、EFRAGの承認基準への挑戦として、各種の評価基準に対する意見を次のように述べている。

承認基準への挑戦

30. IFRS第17号が特定の割引率を要求していないという事実、又は適切な割引率が市場で直接観察できない場合には、信頼性及び／又は比較可能性を損なうと考えることができる。特に、ボトムアップ・アプローチを適用した場合の非流動性プレミアムの決定には、一般的にかなりの判断が必

² <https://assets-eu-01.kc-usercontent.com/99102f2b-dbd8-0186-f681-303b06237bb2/e3ef668c-44a1-4a7e-9355-cc872c4b74f9/4.1%20IFRS%2017%20%3F%20Technical%20paper%20%3F%20Discount%20rates.pdf>

要であると認識されている。加えて、基準がアプローチの選択（トップダウン又はボトムアップ）を提供しているという事実は、保険会社間の比較可能性に対するリスクとなりうる。

31. IFRS 第 17 号は、観測可能レート[IFRS 第 17 号:B 74]への調整を見積もる際の固有の限界を認識している。重要な判断を伴う会計上の要求事項は、信頼性に対する挑戦を提示することがあり、しばしば、関連性の要求と信頼性の要求との間のバランスを示している。IFRS 第 17 号の割引率の場合、信頼性に関する懸念を緩和するいくつかの要因がある。
- a) 上記（パラグラフ 22）で述べたように、観察可能な現在の市場価格との整合性と、観察可能なインプットの最大限の活用という要件は、割引率の決定をより主観的でないものにするのに役立つはずである。
 - b) 原則として、この分野における判断の適用は、保険者にとって大きな困難をもたらすものであってはならない。そのような判断及び見積りは保険業にとって不可欠であり、保険者は広範な関連の経験を有しているからである。
 - c) 要求される開示（上記 10 項参照）は、採用されたアプローチの証拠を提供し、利用者による経営者の判断の評価を容易にする。
32. この分野における IFRS 第 17 号の全体的な目的と原則は明確であり、基準の要件と適用ガイダンスは信頼性への挑戦を緩和している。基準の要求事項は、他の IFRS 基準で要求されているものと一致する判断の程度をもたらす。
33. IFRS 第 17 号が採用しているアプローチは、特定の状況においてのみ適切な情報をもたらすより規範的なアプローチではなく、全ての企業にとって関連性が高く信頼性の高い情報をもたらす。絶対精度は不可能であるが、必ずしも必要ではなく、過大な測定の不確実性を生じることなく適切な割引率を決定することができる。
34. パラグラフ 11–12 で述べたように、契約のグループが不利であるか、又は収益性がわずかである場合を除き、履行キャッシュ・フローの測定に適用される割引率は、報告された利益又は資本に直接的な影響を与えない。損益計算書に計上される金融収益又は金融費用及び関連する開示（上記 10 項 (b) 参照）は、保険金融収益又は金融費用と資産の投資収益との関係に関する情報を提供する。
35. 比較可能性については、保険者が、観察可能な市場価格と整合的で、かつ現在の市場の状況を反映した割引率を用いること、及び、観測可能なインプットを最大化するとの要件は、他の事業体との比較可能性に関する懸念を低減する。
36. また、要求される開示は、比較可能性に対するリスク、特に重要な判断、用いられたインプット、仮定及び推計手法、インプットを推計するためのプロセス及び割引率を決定するために用いられたアプローチに関するリスクを軽減する。使用したイールドカーブを開示すれば、他の保険会社との比較が容易になるはずである。全体として、開示は、企業間の差異を強調し、パフォーマンスの分析を容易にするべきである。

なお、要件を適用するコストに関しては、「殆どの場合、割引率の決定に関する IFRS 第 17 号の要求事項を最小限の追加コストで実施することが可能であるべきである。基準の要求事項を適用するた

めのいかなるコストも、関連情報の観点から得られる利益に対して妥当であると思われる。」としている。

要件を適用するコスト

37. 殆どの場合、割引率の決定に関する IFRS 第 17 号の要求事項を最小限の追加コストで実施することが可能であるべきである。基準の要求事項を適用するためのいかなるコストも、関連情報の観点から得られる利益に対して妥当であると思われる。ボトムアップ・アプローチ又はトップダウン・アプローチを使用するオプションは、企業が自社のビジネス・モデルに最適なレートを確実に選択し、システム的设计及び監視に関連する実装又は継続的なベースで発生するコストを削減するのに役立つはずである。

以上の考察を踏まえて、全体的な評価を「割引率の決定及び適用に関する IFRS 第 17 号の中核的要件は、理解可能性、関連性、信頼性及び比較可能性という技術的会計基準を満たしている。基準の全体的な目的と原則はこの分野で明確である。」とし、さらに「本質的に判断を要する問題の性格を考慮すると、IFRS 第 17 号のアプローチは、他の IFRS のアプローチと整合的であり、特定の状況においてのみ適切な情報をもたらすより規範的なアプローチではなく、全ての企業にとって適切で信頼性の高い情報をもたらす。絶対的な精度は不可能であるが、過大な測定不確かさを生じることなく適切な割引率を決定することができる。」と述べている。

なお、最後に「IFRS 第 17 号の将来の導入後レビュー（PIR）には、割引率に関する基準の実務要件の適用に関する分析を含めるべきである。アプローチや開示の多様性を監視すべきであり、PIR は追加的なガイダンスや開示が必要かどうかを検討すべきである。」と述べている。

技術的会計基準に対する要約評価

38. 結局のところ、割引率の決定及び適用に関する IFRS 第 17 号の中核的要件は、理解可能性、関連性、信頼性及び比較可能性という技術的会計基準を満たしている。基準の全体的な目的と原則はこの分野で明確である。本質的に判断を要する問題の性格を考慮すると、IFRS 第 17 号のアプローチは、他の IFRS のアプローチと整合的であり、特定の状況においてのみ適切な情報をもたらすより規範的なアプローチではなく、全ての企業にとって適切で信頼性の高い情報をもたらす。絶対的な精度は不可能であるが、過大な測定不確かさを生じることなく適切な割引率を決定することができる。

39. IFRS 第 17 号の将来の導入後レビュー（PIR）には、割引率に関する基準の実務要件の適用に関する分析を含めるべきである。アプローチや開示の多様性を監視すべきであり、PIR は追加的なガイダンスや開示が必要かどうかを検討すべきである。

4—GPPC のペーパーからの記述

GPPC（Global Public Policy Committee：グローバル公共政策委員会）は、監査及び財務報告における品質を高めることを公益目的とする国際的な 6 大会計事務所ネットワーク（BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG 及び PwC）の代表によるグローバル・フォーラムである。GPPC は、

6月30日に、IFRS第17号の適用においてなされる見積りから生じる重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の対応に関連するペーパーを発行している。

このペーパー「IFRS第17号保険契約の適用においてなされる見積りから生じる重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の対応 (The Auditor's Response to the Risks of Material Misstatement arising from estimates made in applying IFRS 17 Insurance Contracts)」は、関連する国際監査基準 (ISA) によって設定された要件を考慮に入れて、IFRS第17号の適用においてなされる見積り及び関連する判断を監査する監査人のアプローチに焦点を当てている。

これについて、このペーパーの冒頭において、「IFRS第17号には多くの見積り及び関連する判断があるが、本稿では以下に焦点を当てる。」として、「将来のキャッシュ・フロー」、「割引率」、「リスク調整」、「契約上のサービスマージン (CSM)」という項目が挙げられている。

ここではこのペーパーの中から、割引率に関連する内容を、抜粋して報告しておく。

2.3. 見積りにおける重要な虚偽表示のリスクの特定と評価 (ISA 540 (R) の16項から17項)

2.3.2. 固有リスクへのIFRS第17号の影響

割引率

IFRS第17号では、割引率の推計方法として、ボトムアップとトップダウンの2つのアプローチが挙げられている。また、基礎となる項目の収益率に基づいてキャッシュ・フローが変化するかどうかに応じて、個別の考慮事項が示されている。

このように変動するキャッシュ・フローは、変動性を反映したレートで割り引くか、変動性を調整した後、調整を反映したレートで割り引く必要がある。これらの考慮事項に対処するには、評価を複雑にするようなある程度の判断又は主観が必要となる。

- ・原資産項目の収益率に基づいて変動しないキャッシュ・フローについては、保険者は、市場で観察されるレートの基礎となる金融商品の流動性特性と保険契約の流動性特性との差異を反映するように、流動性のあるリスクフリー・イールドカーブを調整することにより、割引率を決定することができる (ボトムアップ・アプローチ)。リスクフリー・イールドカーブの構築と、保険契約に内在する流動性不足の程度の評価の双方において、判断が求められる。
- ・あるいは、保険者は、資産の参照ポートフォリオの公正価値測定において暗黙的な現在の市場収益率を反映するイールドカーブに基づいて、保険契約の適切な割引率を決定することができる (トップダウン・アプローチ)。イールドカーブは、参照ポートフォリオに関連する信用リスクなど、保険契約に関連しない要素を排除するために調整される。例えば、適切な参照ポートフォリオを選択し、適切な調整を行う際には、再度重要な判断が必要となる。

3.4. 監査人の点推定又は範囲の開発

例7. 監査人の点推定又は範囲の使用

IFRS第17号の下で企業の経営者が判断を行う必要がある分野の一つに、割引率の設定がある。これは、経営者がIFRS第17号の見積りを行う際に用いる重要な仮定である。割引率は、キャッシュ・フローを予測する際に、貨幣の時間価値や金融リスクを反映するために使用され、保険契約の特性を反映しなければならない。割引率はトップダウン・アプローチ又はボトムアップ・アプローチのいずれ

れかで決定することができ、IFRS 第 17 号の下で使用される割引率（又はカーブ）の決定は重要な判断領域を構成する。経営者は、適切な割引率曲線を設計するために、関連するデータソースを用いて、一貫した方法と仮定を用いる必要がある。

企業が用いる割引率曲線の妥当性を判断するために、監査人は独自の仮定及び方法を用いて、独立した割引率曲線を作成することができる。これは、観察可能な市場価格からのインプットを反映している可能性がある。監査人が決定する曲線は、会計主体が決定する曲線とは異なる可能性がある。というのは、監査人は、代替的な仮定、方法又はデータソースを使用する可能性があるからである。結果を評価するために、監査人は、企業の全ての結果が監査の観点から容認できると考えられる、可能な測定結果の範囲を決定することができる。一例として、監査人は、自らの割引率曲線を評価し、許容範囲を定義することができる。監査人と経営者の結果を比較した結果、経営者の割引率が一定の許容範囲内であることが示された場合、これは割引率の受容性に対する肯定的な証拠とみなすことができる（他に考慮すべき要因がある場合もある）。監査の観点から許容可能とみなされる許容範囲は異なる場合がある。

4. データ、情報システム、プロセス及びコントロール（リスク評価、テスト、監査アプローチへの影響を含む）

4.2.2. プロセスと内部統制

保険者は、IFRS 第 17 号の見積り及び IFRS 第 17 号のその他の重要な要素（以下を含むがこれに限定されない）の作成を可能にするために、適切なビジネス・プロセス及びコントロールが効果的に開発及び実施されることを確保する必要がある。

（抜粋）

- ・ 貨幣の時間価値や金融リスクを反映し、契約の特性を反映するために、割引率曲線が適切に適用されている。

5. 会計上の見積りに関する財務諸表の開示

5.4. 保険会社に対する影響

保険会社は、企業の財務諸表が IFRS 第 17 号で要求される全ての開示を含んでいるかどうかを評価するための、明確に定義され、管理されたプロセスを確立することにより、IFRS 第 17 号の財務諸表開示が完全で、信頼性があり、明確に提示されていることを確保すべきである。これらには次のものがある。

（抜粋）

- ・ 保険契約の測定方法、割引率、非財務リスクのリスク調整及び CSM の公表に関する重要な判断及びその判断の変更

各開示にどの程度の集計が必要であるかが結論されたならば、保険者は、実施プロジェクトの早い段階で、開示に必要な情報のレベルが自社のシステムで利用可能であるかどうか、あるいは既存の情報システムやプロセスを適応させる必要があるかどうかを検証し、例えば以下のような適切な開示を行うことが重要である。

（抜粋）

- ・ キャッシュ・フローの割引に使用するイールドカーブ（又はイールドカーブの範囲）

5.5. 監査人に対する影響

監査人は、実施された監査手続及び入手された監査証拠に基づき、保険契約に係る資産及び負債に関する会計上の見積り並びに関連する開示が、適用される財務報告の枠組みの文脈において合理的であるか又は誤って記載されているかを評価することが求められている。適用される財務報告の枠組みに照らして合理的とは、以下の事項を含む関連する要件が適切に適用されていることを意味する。

- ・ 会計上の見積りの作成（会計上の見積りの性質並びに企業の事実及び状況を考慮した方法、仮定及びデータの選択を含む）
- ・ 経営の点推定の選択
- ・ 会計上の見積りがどのように作成されたか、見積りの不確実性の性質、程度及び原因を説明する開示を含む、会計上の見積りに関する開示

例えば、保険会社は、保険適用単位、リスク調整、割引率の決定に関する開示に注意を払うべきである。

6. 監査人に対するその他の考慮事項

6.3. IFRS 第 17 号の見積りにおける職業的猜疑心の適用

（抜粋）

職業的猜疑心は、監査を通して関連があり必要である。IFRS 第 17 号を適用する財務諸表の監査については、例えば以下のような場合に職業的猜疑心が行使されるべきである。

（抜粋）

- ・ 重要な虚偽表示の評価されたリスクに対応する追加的な監査手続の性質、時期及び程度を設計し、監査証拠を評価すること：
 - ・ 保険契約債務の見積りのような分野については、例えば、外部の証拠を用いたベンチマーキングに重点を置くこと、又は独立した点推定や範囲を開発することにより、証拠の量を増加させる必要性又はより関連性又は信頼性のある証拠を入手する必要性を考慮すること。
 - ・ 監査人の期待が形成されるデータの信頼性を評価する場合（金利の上昇、期間中の CSM の公表、発生した保険金の割合、死亡率の影響及び割引率の変化の影響等）、他の関連情報と矛盾する又は期待値と著しく異なる変動又は関係を特定し、調査する場合を含め、実質的な分析手続を設計し、実施すること。監査人の期待は、分析手続の結果を評価し、期待される結果からの逸脱について経営者に説明を求める際に重要な役割を果たす。

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、EFRAG や UKEB が、その採択基準において、今回の IFRS 第 17 号における割引率に関する規定について、どのように評価しているのかについて報告した。さらに、GPPC による IFRS 第 17 号の適用においてなされる見積りから生じる重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の対応に関連するペーパーの中から割引率に関する記載を報告した。

IFRS 第 17 号に対する欧州や関係団体の基準評価の考え方等は、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向等については引き続き注視していくこととしたい。

以 上